

有限責任事業組合契約に関する法律施行令案要綱

第一 性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務

有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）第二条第一項に規定する業務
- 2 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条本文の規定により弁護士又は弁護士法人でない者が行うことができない業務
- 3 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項から第五号までに規定する業務
- 4 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一号並びに同条第二号及び第三号）同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に規定する業務
- 5 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二に規定する業務
- 6 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第一条に規定する業務

7 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する業務

8 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号から第二号までに掲げる業務

9 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十五条の規定により弁理士又は特許業務法人でない者が
行うことができない業務
（第一条関係）

第二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務

法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第二条第一項に規定する当せん金付証券の購入
- 2 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）第五条第一項及び第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）の勝馬投票券の購入
- 3 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第七条の車券の購入
- 4 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十条の勝車投票券の購入
- 5 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第八条の勝舟投票券の購入

- 6 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第八条第一項及び第二項のスポーツ振興投票券の購入
- （第2条関係）

第三附則

- 一 この政令の施行期日を定めること。
- （附則第一条関係）
- 二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を改正すること。
- （附則第二条関係）
- 三 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成十二年政令第百七十七号）の一部を改正すること。
- （附則第三条関係）

政令第 号

有限責任事業組合契約に関する法律施行令

内閣は、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第七条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務）

第一条 有限責任事業組合契約に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項第一号に規定するその性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適當でない業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務
- 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条本文の規定により弁護士又は弁護士法人でない者が行うことができない業務
- 三 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務
- 四 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一号並びに同条第二号及び第三号（

同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる業務

五 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二に規定する業務

六 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第一条に規定する業務

七 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する業務

八 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号から第二号までに掲げる業務

九 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十五条の規定により弁理士又は特許業務法人でない者が行うことができない業務

（組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務）

第二条 法第七条第一項第二号に規定する組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第二条第一項に規定する当せん金付証券の購入
- 二 競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）第五条第一項及び第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）の勝馬投票券の購入

- 三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第七条の車券の購入
- 四 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十条の勝車投票券の購入
- 五 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第八条の勝舟投票券の購入
- 六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第八条第一項及び第二項のスポーツ振興投票券の購入

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

（証券取引法施行令の一部改正）

第二条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の二の次に次の一条を加える。

（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）

第一条の三の三 法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責

任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。

一 当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。）

二 当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの

イ 当該組合の事業に常時従事する組合員

ロ 当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を發揮して当該組合の事業に従事する組合員（イに掲げるものを除く。）

第三条の四第四号中「第四号に掲げる権利」を「第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、

外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。」に改める。

第三十三条の五第十号中「第四号」を「第五号まで」に改め、同条第十三号中「第四号」を「第五号」に改める。

(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令の一部改正)

第三条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令(平成十二年政令第百七十七号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

三 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)による有限責任事業組合契約の登記

理由

有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴い、有限責任事業組合の組合員が有限責任事業組合の業務として行うことができない業務を定める必要があるからである。

有限責任事業組合契約に関する法律施行令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)(附則第二条関係)	1
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令(平成十二年政令第百七十七号)(附則第三条関係)	4

改正案	現行
<p>（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）</p> <p>第一条の三の三 法第二条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律）平成十七年法律第四十号（第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。</p> <p>一 当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。）</p> <p>二 当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 当該組合の事業に常時従事する組合員</p> <p>ロ 当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を有するもの</p>	<p>（新設）</p>

揮して当該組合の事業に従事する組合員（イに掲げるものを除く。）

（特定有価証券の範囲）

第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。）

五 （略）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～九 （略）

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

（特定有価証券の範囲）

第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利

五 （略）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～九 （略）

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

もの

十一・十二（略）

十三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

十一・十二（略）

十三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成十二年政令第百七十七号）（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第一条第一項の政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 (略) 三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）による有限責任事業組合契約の登記 	<ul style="list-style-type: none"> (同上) 一 (同上) 二 (同上) (新設)

有限責任事業組合契約に関する法律施行令案 参照条文

(参照法令一覧)

有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)	1
公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)	1
弁護士法(昭和二十四年法律第百五号)	1
司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)	2
土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第百二十八号)	2
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)	2
海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)	2
税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)	3
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)	3
弁理士法(平成十二年法律第四十九号)	4
当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)	4
競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)	4
自転車競技法(昭和二十三年法律第百九号)	5
小型自動車競走法(昭和二十五年法律第百八号)	5
モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)	5
スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)	5
証券取引法(昭和二十三年法律第百二十五号)	6
証券取引法施行令(昭和四十年政令第百二十一号)	7
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)	8
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令(平成十二年政令第百七十七号)	8

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）

（有限責任事業組合契約）

第三条 有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずる。

2・3 （略）

（組合の業務の制限）

第七条 組合員は、次に掲げる業務を組合の業務として行うことができない。

- 一 その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるもの
 - 二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの
- 2 組合員は、前項の規定に違反して行われた業務を追認することができない。

（業務執行の決定）

第十二条 組合の業務執行を決定するには、総組合員の同意によらなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の事項の決定については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち経済産業省令で定めるものについては、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。ただし、その決定に要する組合員の同意を総組合員の三分の二未満とすることはできない。

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（抄）

（公認会計士の業務）

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。但し、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第一項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政

庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）

（業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成すること。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六・七 （略）

2）8 （略）

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）

（業務）

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量

二 不動産の表示に関する登記の申請手続

三 前号の手続に関する審査請求の手続

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）

(業務)

第一条 海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を業とする。

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。））、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
- 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
- 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するもの）をいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2・3 (略)

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

(社会保険労務士の業務)

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんについて、紛争の当事者を代理すること（以下「あつせん代理」という。）。

二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

三（略）

2（略）

弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）

（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限）

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（当せん金付証券の意義）

第二条 この法律において「当せん金付証券」とは、その売得金の中から、くじびきにより購買者に当せん金品を支払い、又は交付する証券をいう。

2（略）

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（抄）

（勝馬投票券）

第五条 日本中央競馬会は、券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。

2 日本中央競馬会は、前項の勝馬投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝馬投票券を発売することができる。

3 第一項の勝馬投票券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の勝馬投票券と、当該電磁的記録の記録は同項の勝馬投票券の記載とみなす。

（準用規定）

第二十二條 第四条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。この場合において、第四条、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中、「日本中央競馬会」とあるのは、「都道府県又は指定市町村」と、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中、「日本中央競馬会」とあるのは、「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）

第七条 競輪施行者は、券面金額十円の車券を券面金額で発売することができる。

競輪施行者は、前項の車券十枚分以上を一枚で代表する車券を発売することができる。

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）（抄）

（勝車投票券）

第十条 小型自動車競走施行者は、券面金額十円の勝車投票券を券面金額で発売することができる。

2 小型自動車競走施行者は、前項の勝車投票券十枚分以上を一枚で代表する勝車投票券を発売することができる。

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（抄）

（勝舟投票券）

第八条 施行者は、券面金額十円の勝舟投票券を券面金額で発売することができる。

2 施行者は、前項の勝舟投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝舟投票券を発売することができる。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（スポーツ振興投票券の発売等）

第八条 センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。

2 センターは、前項のスポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができる。

3 スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一（十）（略）

十の二 前各号、次号若しくは第十一号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第二十二項又は第二十六項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書

十の三・十一（略）

前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。

一（三）（略）

四 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約で公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものをいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項第一号の契約に該当するものを除く。次号において同じ。）に基づく権利

五 外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利

六（略）

（32）（略）

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券取引所に上場されている有価証券

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受

けた有価証券（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該会社が発行する有価証券（株券その他の政令で定める有価証券に限る。）で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの（前二号に掲げるものを除く。）

）（略）

第二十七条 第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五まで、第二十五条及び前条の規定は、発行者が会社以外の者である場合に準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第七十二条 重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づく募集又は売出し（第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。）（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等（株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。）である場合にあつては、百分の二）

二 （略）

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（特定有価証券の範囲）

第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条及び第四条において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号及び第四号に掲げる権利

五 （略）

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～九 （略）

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができないものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十一・十二 （略）

十三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（抄）
（定義等）

第二条 この法律において「登記情報」とは、法務大臣が指定する登記所における不動産登記、商業登記その他政令で定める登記についての磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製された登記簿に記録されている情報で次に掲げるものをいう。ただし、電気通信回線を使用して提供することに適しないものとして法務省令で定めるものを除く。

- 一 当該登記簿に記録されている事項の全部についての情報
 - 二 当該登記簿に記録されている事項の一部についての情報で法務省令で定めるもの
- 2 （略）

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成十二年政令第七十七号）（抄）

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第二条第一項の政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。

- 一 法人（合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び外国会社を除く。）の登記
- 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）による投資事業有限責任組合契約の登記